

岐阜県住宅リフォーム支援事業費補助金の他の補助金との併用について

●はじめに

岐阜県住宅リフォーム支援事業費補助金は、国の実施する、**物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金**（以下「**重点支援地方交付金**」という）を活用した事業です。

国や地方公共団体が交付する補助金は、その財源（国費、県費、市町村費等）を同じくする場合、原則として、同一の経費に対して複数の補助金の交付を受けることができないことが一般的ですが、重点支援地方交付金は、近年の物価高騰に伴う消費者の負担軽減を主旨とするものであるため、これを活用した事業が、物価高騰への対応として効果的な対策であり、生活者や事業者への支援の効果が直接的に及ぶものであれば国の補助金等への上乗せに使用することを認めています。

そこで、岐阜県住宅リフォーム支援事業費補助金は、財源とする重点支援地方交付金の性質を大いに活用し、他の補助金の交付を受けた経費であっても、その申請者が負担する部分について、更にも上乗せして利用することができることとしました。

しかし、同じ重点支援地方交付金を活用した補助金同士は上乗せできないなど、相手方の補助金の規定によっては、他の補助金の利用を認めていないこともあるので、複数の補助金を利用する場合は、相手方の補助制度についても良くお調べになられたうえで申請してください。

次のページより、想定される相手方の補助金の規定毎の岐阜県住宅リフォーム支援事業費補助金額の計算方法を説明します。



補助対象事業の経費の区分について

●経費の区分とその考え方

岐阜県住宅リフォーム支援事業費補助金は、岐阜県民の方がお住まいの住宅のリフォーム工事に係る経費を補助しますが、リフォームはその定義は幅が広く、また一つの工事請負契約で複数個所の施工をすることもあるため、本補助金を申請するにあたっては、リフォーム工事に係る経費のうち、補助対象経費と補助対象外経費を明確に区分し、それを報告する「経費内訳書」を作成する必要があります。（経費内訳書は岐阜県のホームページからダウンロードできます。）

また、共通経費については、補助対象経費と補助対象外経費との割合で按分して計算します。詳しくは、経費内訳書の作成方法についてをご確認ください。

主な補助対象にできる経費

- ・屋根・外壁などの補修
- ・居室空間の間取り変更
- ・風呂・トイレ等の水回りの改修
- ・省エネ化のための断熱改修
- ・子育て・介護のためのバリアフリー改修

主な共通経費

- ・共通仮設費
- ・一般管理費
- ・交通運搬費

主な補助対象にできない経費

- ・店舗、事務所等住居以外の工事
- ・外構、造園等家屋以外の工事
- ・住宅の増築・解体工事
- ・家具家電製品の購入
- ・清掃、害虫駆除、登記等工事以外の経費

なお、これらのどの経費にも明確に区分できない経費は補助対象外経費に区分します。

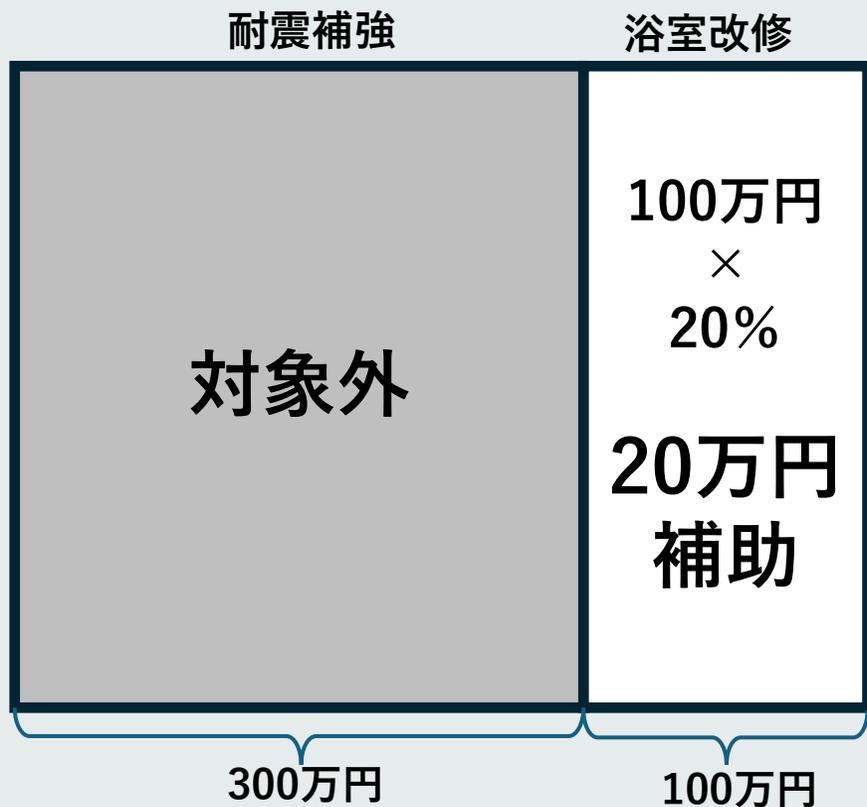


相手方の補助金が重点支援地方交付金の併用を認めていない場合

例) ○○市建築物等耐震化促進事業

住宅の耐震補強工事をした住民に対して、係る経費の90%（上限100万円）を補助する。

【工事内容】	総工事費	400万円	
	・耐震補強工事	300万円	(建築物等耐震化促進事業利用 △100万円)
	・浴室改修工事	100万円	



補助額 20万円

- ・耐震補強工事の経費に利用した、建築物等耐震化促進事業は併用を認めていないので補助対象経費とならない。
- ・浴室改修工事については、補助金の利用が無いため、施主負担分である100万円を基礎額とした20%である、20万円を補助する。

補助金によっては、同一の契約による工事である場合、対象経費を区分しての併用を認めないものもあります。その場合複数の補助金を併用することはできません。

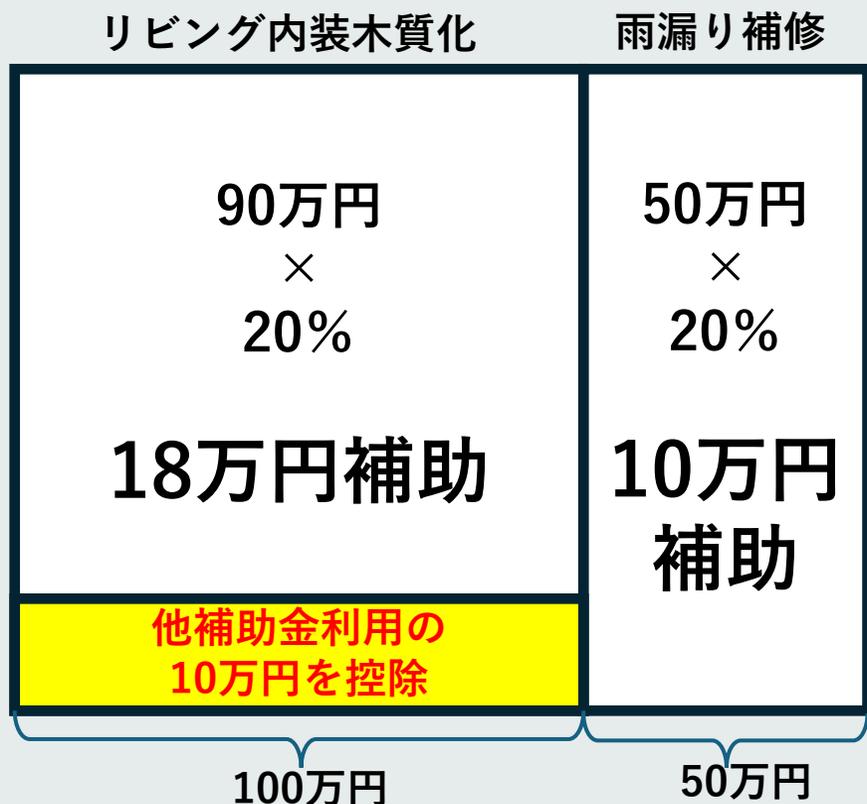


相手方の補助金が重点支援地方交付金の併用を認めている場合

例) 岐阜の木で家づくり支援事業

住宅の改修にあたって岐阜県の木材を利用した箇所の面積 1 m²あたり2,000円を補助する。

【工事内容】	総工事費	150万円	
	・リビング内装木質化工事	100万円	(岐阜の木で家づくり補助金利用 △10万円)
	・雨漏り補修工事	50万円	



補助額 28万円

- ・リビング内装木質化工事については、申請者負担分(補助金を利用した残額)90万円を基礎とする。
- ・雨漏り補修については、補助金の利用が無い場合、工事に係る経費の全額50万円を基礎とする。
- ・結果、総工事費のうち補助対象経費が140万円となり、補助金の額は28万円となる。

補助対象経費のうち、申請者が直接負担する経費を基礎として補助金の額を計算します。

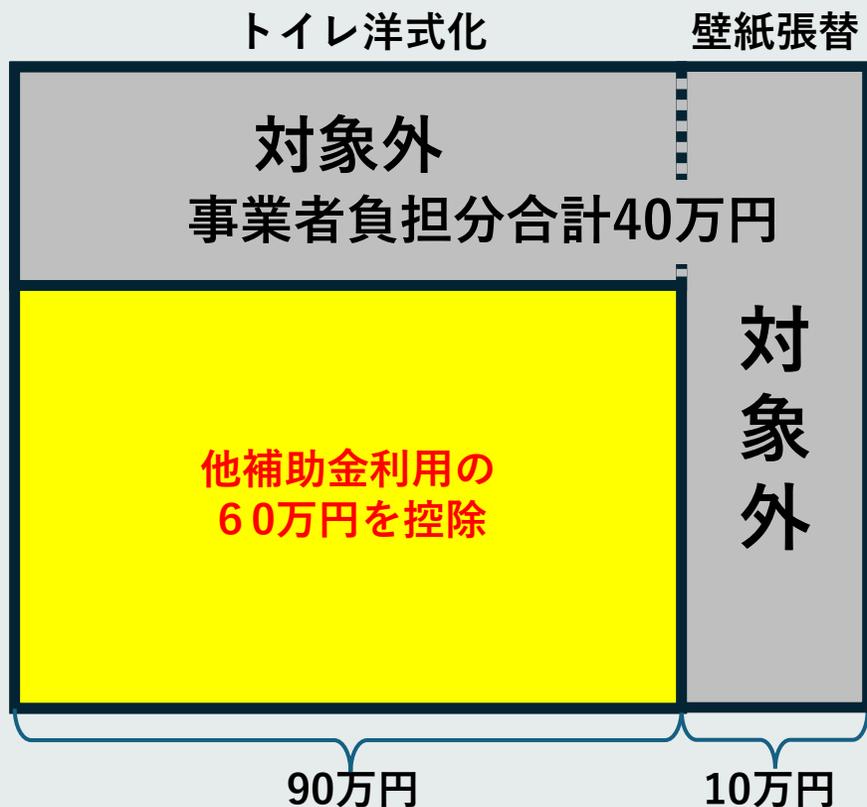


相手方の補助金が重点支援地方交付金の併用を認めている場合その2

例) ○○市バリアフリー対応改修補助金交付事業

バリアフリー改修した住民に対して、係る経費の2/3（上限100万円）を補助する。

【工事内容】	総工事費	100万円	
	・トイレ洋式化工事	90万円	(バリアフリー対応改修補助金利用 △60万円)
	・壁紙張替工事	10万円	



補助対象外

- ・トイレ洋式化工事については、
施主負担分（補助金を利用した残額）30万円を基礎とする。
- ・壁紙張替工事については、補助金の利用が無い
ため、施主負担分である10万円を基礎とする。
- ・結果、総工事費のうち補助対象経費が40万円となり、
補助金交付の要件を満たさない。

補助を受けるには、事業者が負担する補助対象経費が50万円以上となる必要があります。

